

□ 障害者の法定雇用率の見直し

1. 障害者雇用率制度の概要

✦障害者雇用促進法では、障害者雇用率(常用労働者の数に占める身体障害者及び知的障害者の割合)を設定し、事業主等に要者雇用義務を課している。

障害者雇用率は、以下の計算式に基づき、少なくとも5年に1度、見直しについて検討することとされており、今年度(平成24年度)が見直しの年にあたっている。

また、経済的負担の調整の観点から、雇用率未達成の事業主は、障害者雇用納付金(不足する障害者1人につき月額5万円)が徴収される。

○ 一般民間企業における障害者雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

※ 精神障害者については、雇用義務の対象ではないが、各企業の実雇用率の算定時には障害者数に3有することができる。

※ 除外率とは、障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、労働者数を控除できる制度。具体的には、建設業や鉄鋼業など一定の業種について設定されており、5%~80%までの幅がある。

○ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

2. 今回の見直し内容

★5月23日開催の労働政策審議会において、諮問・答申が行われ、法定雇用率について次のとおり見直しがなされることとなった。

○ 法定の計算式に基づく最新の調査による数値

$$\begin{aligned} & \text{常用雇用身体障害者数 (37.8 万人) + 常用雇用短時間引退障害者数 (1.6 万人)} \\ & + \text{失業身体障害者数 (19.1 万人) + 常用雇用知的障害者数 (9.9 万人)} \\ & + \text{常用雇用短時間知的障害者数 (0.9 万人) + 失業知的障害者数 (6.7 万人)} \\ \text{障害者雇用率} = & \frac{\text{常用雇用労働者数 (3,432 万人) + 常用雇用短時間労働者数 (317 万人) \times 0.5} \\ & - \text{除外率相当労働者数 (193.9 万人) + 失業者数 (272 万人)} \\ & 76.0 \text{ 万人}}{\text{3668.6 万人}} = 2.072\% \end{aligned}$$

○ この結果、障害者雇用率は以下のとおりとなる。

	現行	見直し後
一般民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体、特殊法人等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

なお、障害者雇用納付金、障害者雇用調整金及び報奨金（※）の単価は、現行どおり、納付金 50,000 円、調整金 27,000 円、報奨金 21,000 円となる。

※雇用率未達成企業（常用労働者 200 人超）は不足する人数に応じて障害者雇用納付金を徴収され、雇用率達成企業に対し、超過する人数に応じて支給される障害者雇用調整金（常用労働者 200 人超）または報奨金（常用労働者 200 人以下）などに利用される。

★政令は 6 月 20 日に公布がされており、2013 年 4 月 1 日に施行予定。なお、今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員 56 人以上～50 人以上に変更される